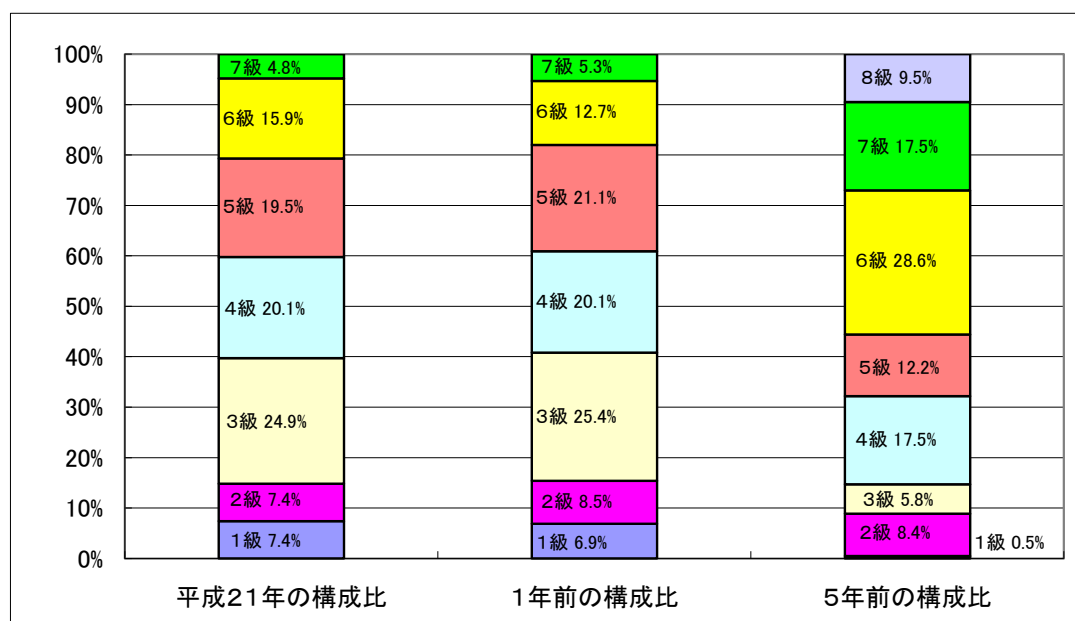


3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	9	4.8
6 級	課長・事務局長の職務・困難な業務を分掌する主幹	30	15.9
5 級	主幹の職務・困難な業務を分掌する課長補佐・困難な業務を分掌する事務局長補佐	37	19.5
4 級	課長補佐・事務局長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	38	20.1
3 級	主査の職務	47	24.9
2 級	主任の職務	14	7.4
1 級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	14	7.4

(注) 1 壬生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 189
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更しました。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、7級を設置しました。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年4月より、管理職について能力・業績に基づく人事評価制度を本格実施。管理職以外の職員については試行中。
 平成21年1月の昇給については勤務成績証明書により、3段階の評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給号給数（1～8号給）を決定。